

欠席届受理基準

事例	範囲	添付書類
病気(学校伝染病を含む) または負傷	疾病により登校が不可能な状況、 または感染性のあるもの	医師の診断書または医療機関の領収書(いずれもコピー可) ※ただし、通院した日を含め、4日以上 の自宅療養が必要な場合は、医師の 診断書(コピー可)
忌引	2親等以内の親族の葬儀 (本人および配偶者から2世代を隔てた関 係にある親族。祖父母・兄弟姉妹・孫な ど。死亡日を含め5日以内)	会葬礼状または死亡証明書 (コピー可)
教育実習および教員免許状 取得に関わる介護等の体験	実習または体験期間のみ	(教務課から、学部長宛に対象者を 連絡します)
就職活動	筆記試験、面接試験(直接採用選考 に係るもの)	就職活動先から送付されてきた 試験等の日時・氏名が分かる書類 (メールの場合は、該当箇所を印刷 したもの)
交通機関の支障	交通機関の運休、著しい渋滞による	交通機関発行の証明書
裁判員選任時	該当期間(呼び出し)のみ	裁判所からの呼び出し状(写)
非常災害	風水害・火災等	罹災証明書(コピー可)
その他	学部長が特に認めたもの	出席不能を証明できる書類

【留意事項】

- 1 欠席届の提出で、授業を出席したものとみなすことはできない。
- 2 「その他」に該当する場合、事前に寝屋川キャンパスでは教務課、枚方キャンパスでは枚方事務室に相談すること。
- 3 欠席した日から2週間以内の提出であること。
ただし、2週間以上、通学できない場合は、その都度受付を判断する。
- 4 課外活動団体(クラブ等)が参加する行事等による欠席については、寝屋川キャンパスでは学生課、枚方キャンパスでは枚方事務室に提出すること。